

東邦大学付属東邦中高等学校水泳部OB会会則

平成7年4月7日実施
平成9年5月25日改正
平成13年12月1日改正

(名称と事務所)

第1条 本会は、「東邦大学付属東邦中高等学校水泳部OB会」と称し、事務所を千葉県習志野市泉町2丁目1番37号東邦大学付属東邦中高等学校内に置く。

(会 員)

第2条 本会は、次の者をもって組織する。

- (1) 東邦中学校水泳部出身の高等学校(他校も含む)卒業生(OB)
- (2) 東邦高等学校水泳部出身の卒業生(OB)
- (3) 東邦中高等学校水泳部顧問及び旧顧問
- (4) 上記以外で、本会の趣旨に賛同し、会員を通して入会を希望する者

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、東邦中高等学校水泳部の発展のために協力することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関すること
- (2) 中高等学校水泳部の活動に対して人的・経済的に援助すること
- (3) その他本会の目的達成に必要と認められた事業

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 顧問 第6条第2項に基づく若干名
- (4) 運営委員 第6条第3項に基づく若干名
- (5) 会計 2名
- (6) 会計監査 2名

(役員 の 選 出)

第6条 会長はOB側から1名、副会長はOB側から2名を運営委員会より推薦し、総会において承認する。

- 2 顧問は、現中高等学校水泳部顧問とする。
- 3 運営委員は、OB側から各期1名ないし2名を選出し、必要に応じて会長が委嘱した者をこれに加える。

- 4 会計はOB側から1名、現中高等学校水泳部顧問側から1名を運営委員会より推薦し、総会において承認する。

- 5 会計監査はOB側から1名、現中高等学校水泳部顧問側から1名を運営委員会より推薦し、総会において承認する。

(役員 の 任 期)

第7条 役員 の任期は2年とし、総会において改選する。ただし、再任をさまたげない。

(役員 の 職 務)

第8条 会長は会務を統理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故のあったときはその職務を代理する。

- 2 運営委員は会長招集により運営委員会を開催し、総会に提出する議案その他重要事項を審議し、事業の遂行にあたる。

- 3 顧問は会長の諮問に答える。

- 4 会計は会務及び会計事務を処理する。

- 5 会計監査は会務及び会計を監査し、総会に報告するものとする。

(総 会)

第9条 総会は会長が招集し、議長となる。

- 2 総会は年1回開催し、予算・決算及び事業計画、その他重要な事項を審議する。必要に応じ、臨時総会を開催することができる。

- 3 総会の議決は総会出席者の過半数の同意による。

(事 業 費)

第10条 本会の事業費は、次に定める会費及び寄付金その他の収入をもってあてる。ただし、顧問・旧顧問は会費納入の義務を負わない。

- (1) 社会人年会費 2,000円

- (2) 学生年会費 1,000円

(会 計 年)

第11条 本会の会計年は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(会 則 の 変 更)

第12条 本会則は総会の議決によらなければ変更することはできない。

附 則

- 1 この会則は平成7年4月7日から施行する。

- 2 この会則改正は平成13年12月1日から施行する。